

令和4年10月20日

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報 29号

結婚式場のキャンセル料に関するトラブルにご注意を！



【相談事例】

1か月前に結婚式場へ見学に行き、早めの予約がお得だと説明を受けて、1年以上先の結婚式と披露宴を340万円で予約した。しかし、他に気に入った結婚式場が見つかったのでキャンセルすると伝えると、キャンセル料として契約金額340万円の10%、34万円を支払うように回答があった。納得できない。(24歳 男性)

- 自分の判断で契約した以上、きちんと守る責任が生じます。いったん有効に成立した契約は一方向的に解約することはできません。



- 結婚式場のキャンセル料については、事業者から請求された金額が高すぎるとして裁判に持ち込まれたケースもありますが、消費者側の主張が認められることは難しい状況となっています。

トラブルを未然に防ぐため、契約に際しては慎重に検討し、できるだけキャンセルという事態に至らないようにすることが重要です。



- 消費者へのアドバイス。

- ・契約を急かされても、その場で署名（サイン）・押印したり、申込金を支払ったりせず、慎重に検討してから契約しましょう。
- ・契約を締結する前に、契約の成立時期や、キャンセル料がいつ、どのくらいかかるのかを確認しましょう。

- 困ったときや不安なときは消費生活センターにご相談ください。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、

戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん